

○習志野市青少年音楽振興基金条例施行規則

平成6年3月31日

規則第28号

(目的)

第1条 習志野市青少年音楽振興基金条例(平成6年条例第4号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(事務の委任)

第2条 市長は、地方自治法第180条の2に基づき、条例第4条に規定する事務の執行を教育委員会に委任する。

(運用益金の使途)

第3条 条例第4条第1項第1号の音楽活動に対する助成は、次に定めるものとする。

- (1) 市内の小学校、中学校及び高等学校が行う演奏会等の運営経費への助成
- (2) 市内の小学校、中学校及び高等学校の音楽関係の部又はクラブがその活動として関東又は全国規模のコンクールへ参加する経費への助成
- (3) 市内の小学校、中学校及び高等学校が参加する音楽関係の海外派遣事業への助成
- (4) 市内の小学校、中学校及び高等学校の音楽活動に要する楽器等の購入費への助成

2 前項に定めるもののほか、教育委員会が特に必要と認める音楽活動に功績があつた者の褒賞の財源

(平7規則28・一部改正)

(審査会)

第4条 条例第4条に定める事業(以下「事業」という。)の適正を図るため、習志野市青少年音楽振興基金事業審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、事業について審査会で協議し、助成に係わる事業及び額を決定するものとする。

3 審査会は、教育長、副教育長、教育総務部長、学校教育部長、生涯学習部長、財政担当部長その他必要があるときは、市長が適当と認める者をもつて組織する。

4 前3項に規定するもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(平10規則29・一部改正)

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年9月22日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年6月25日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。